

# かわむら **こども** クリニック NEWS

Volume 27 No 7

311号

令和 1年 7月 7日

かわむらこどもクリニック 022-271-5255

HOME PAGE <http://www.kodomo-clinic.or.jp/>

## 「**保育基本法**」—羽生田たかし先生— 院長

テーマに法律が出てきて驚いた読者もいるかもしれませんが、先月号の旅行記とは違って減多にない法律の話を書いてみます。法律というと現在の子育て世代の保護者にとっては関係がないものと考えがちです。でもこの法律はちょっと違い、子どもや保護者にとってとても大切な法律なのです。難しい話になってしまっていますが、少しだけ耳を傾けてください。

今回紹介するのは「保育基本法」(略称)という法律で、2018年12月8日に成立したばかりの法律(理念法)です。休診をいただいて日本小児科医会総会フォーラム(京都)参加した目的は、「仙台小児科医会のむし歯予防の取り組みと3年後の評価—3歳児カリエスフリー85プロジェクト—」の発表と日本小児科医会松平隆光名誉会長の「保育基本法の成立とこれから」のご講演を聴くことでした。松平先生は日本小児科医会会長として保育基本法成立のための中心的役割を担ってこられ、小児保健法(仮称)から始まった日本小児科医会の取り組み、更には日本医師会との関わり合い、そして超党派議員連盟により成立までの流れ、加えてこれからの方向性について解説されました。

「保育基本法」(仮称)は、私たち小児科医が所属する日本小児科医会の悲願だったのです。日本小児科医会では、「子どもの権利を認め、子ども自身が健全に成長していくためのより良い環境づくりと、それを社会全体で支えていくシステムを制度化するための法律」、仮称「小児保健法」を目指して1990年代前半から活動を続けてきました。「小児保健法」の基本理念は「新生児から思春期まで一貫して扱える、小児を中心とした保健、医療、福祉の法律とする」で、これが保育基本法の礎を担っていることは言うまでもありません。一方日本医師会でも日本小児科医会と連携しての同様の動きが起こり、2009年から日本医師会小児保健法検討委員会が設置され答申が出されました。このような流れが次第に大きくなるにつれて、政治の世界でも必要性を認識するような空気が生まれてきました。



2018年5月に『超党派保育基本法推進議員連盟』が設立され、会長に河村建夫議員、会長代行に羽生田たかし議員、事務局長に自見はなこ議員が就任しました。河村会長はFBだけでなくCLINIC NEWSにも時々

登場しているので知っている方も多いと思いますが、カラオケや相撲部屋、河村城まつりに行ったりと苗字の読みが同じという理由もあり懇意にしております。自見先生は小児科医でもあり、2016年6月号に「はなちゃん先生」のテーマで



羽生田先生と院長

一面記事に登場してもらったり、前回の選挙の折にはスタッフも協力した応援ビデオを制作しYouTubeにもあげたので見た人も多いでしょう。

保育基本法は、正式名称を「保育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な保育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」という長い名前です。この法律の目的は「次代の社会を担う保育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな保育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、保育過程にある者およびその保護者ならびに妊産婦に対し、必要な保育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進しようとするもの」です。

「保育基本法」の成立には、河村会長の力が大きかったことはいまでもありませんが、はなちゃん先生が先頭に立って推進してくれました。さて羽生田先生の力はどうかだったのでしょうか。会長代理という立場でしっかり支え、更には日本医師会から参議院候補としてスタートを切るとき横倉会長から「保育基本法を制定せよ」との厳命をうけて法案成立に臨みました。加えて自民党議連を立ち上げ法案文をとりまとめられたことが、その後の超党派議連活動の大きな影響を与えました。松平先生、河村先生、羽生田先生、自見先生、さらには横倉先生無くして、成立はありませんでした。

さて、本当の問題はこれからなのです。「保育基本法」が成立したら終わりというのでは意味がありません。この保育基本法を、未来を担う子どもたちのために、どう展開していくかが重要です。子どもや親たちの声を社会に反映させることは小児科医の役割であり、我々小児科医は努力を惜しまないで取り組んでいかなければなりません。しかしながら悲しいかな、小児科医だけでは力が及ばないことも多々あります。今後政府において実効性のある施策の確実な実現を求めするためには、「保育基本法」設立と同じように政治家の方々の力を借りることも必要です。これからの「保育基本法」の展開のためには医師として日本医師会との深いつながりがある羽生田たかし先生のお力をお借りしなければ前に進みません。

理念法が理念で終わらないためにも、皆さん応援よろしくお願ひします。



### 7月のお知らせ

- ・午後休診のお知らせ  
27日(土)男女共同参画フォーラムのため午後休診となります。ご理解とご協力をお願いします。
- ・栄養育児相談  
10・17日(水) 13:30～  
栄養士担当



『子ども・子育て支援の都市仙台！ ネウボラを仙台に！！』

## 読者の広場

先月は5通のメールをいただきました。

まずは大和町の吉田さんからです。「いつもお世話になっております。吉田 彩花、穂花の母です！旦那が先月から、また風邪からの咳が続いていて、「そろそろかわむら先生に行ってきたさい！」と話をしていました。明日、旦那は仕事休みなので、診ていただきたいです。午前中早めに行くとします。そして、私は仕事なので穂花と一緒にいきます。穂花は元気なので、つきそいですが(笑)、「子どもは診てもらわないのに、オレだけイカなあ」と心配していました。なので、いちお先生にお伝えでした☆よろしくお願ひします m(\_)\_m。



先月もメールもらった30分以上もかけて通ってくる吉田のご主人です。小児科は子どもだけと思いがちですが、感染症は専門分野です。ですから感染症関係の発熱、咳、嘔吐、下痢などはお手の物で、大人子どもでも対応が異なることはありません。大人も子どもも全部診るクリニックもありますが、そんな幅広知識を持っている医師はいません。だから病院は診療科で分かれているのです。専門外まで欲張って診ることは、ある意味無責任です。生活習慣病などは、内科で診てもらってくださいね。ちょっと気恥ずかしいかもしれませんが、大人が独りで来てももちろん大丈夫です。どうしても恥ずかしいならなら、お子さんに付き添ってもらってください(笑)

次も偶然同じ大和町に住む櫻井さんからのメールです。野球をやっている中学生が腰を痛め整形外科に通院していました。一度症状が治まったのですが、再発したとのことで助けを求めて来院しました。仙台市医師会理事の整形外科医に相談して病院を探して紹介状を書いて受診させました。

「おはようございます。先日は紹介状書いて頂き、ありがとうございました。昨日無事に受診して来ました。MRIとレントゲンを当日にも関わらず撮って頂き、とても丁寧に診て頂きました。本人専用のコルセットも作ることにになり、型取りもしてもらい、来週出来上がる予定です。先生に高校での野球を希望する旨を伝えたと、「出来ない」とは言われなかったので少し安心しました。充秀もその言葉が嬉しかったようで、日々のストレッチ等を頑張ってるまで体づくりを頑張るそうです。一応メールにてご報告させていただきます。後日また伺わせてまいります。ありがとうございました

以前も何度か書きましたが、小児科医は子ども病気の総合窓口です。たとえ小児科の病気ではなさそうと思っても、まずは相談してみてください。実際腕を痛がっている、目やにがひどい、耳から汁が出て来た、泣き方がおかしいなど、どんなことでも気になれば連れて来ればいいのです。小児科で解決できないものは、場合によっては予約を取って、さらに紹介状を書いてしっかり次の病院につなぎます。そうそう当院の紹介状には魔法をかけてあるので、「当日にも関わらず撮って頂き、とても丁寧に診て頂きました」となるのです(笑) 高校からまた野球ができるように応援しているから!!

## 選挙に行こう!!

**7月21日(日)は参議院選挙の投票日です。投票日に予定がある場合は期日前投票が可能です(20日まで)。**

参議院選挙では、憲法改正・年金・消費税が争点となっていますが、子育て中のお父さん、お母さんの関心は別のところにあるはず。福祉は老人に手厚く子どもには薄いのが現状で、子育ての苦労や少子化は未来の日本にとって大きな問題で、さらに保育所待機児童、子どもの貧困も問題です。安心して子どもを産み、育てられる社会のため、そして子どもたちの未来のために、我々小児科医も大きな声をあげなければなりません。投票しても何も変わらないと思っている方も多いでしょう。でもよく考えてみてください。投票すれば変わる可能性があります。棄権は現状をあきらめ、子どもたちの未来を潰すことになるかもしれません。一面記事で紹介したように「成育基本法」が成立しました。子どもたちの未来を守るために、何が必要で何が大切なのか考えてみましょう。詳細はQRコードで!!

**ふだん選挙に興味を持っていない人も、自分のため・子どもたちのため、そして社会を変えようという意識を持って、是非投票に行きましょう!!**



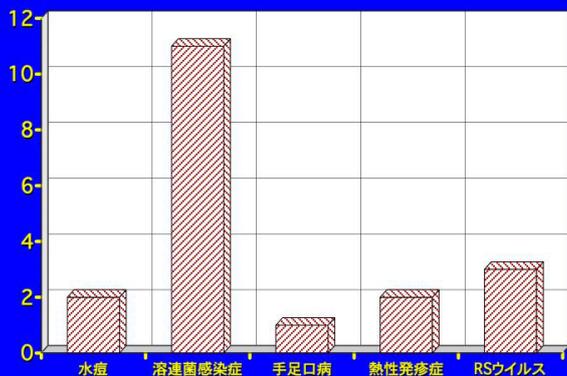
## 緊急風しん抗体検査事業・第5期風しん定期予防接種(2019年3月15日開始)

対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(概ね39~57才)

風しん抗体価陰性を証明できる方。他の方は抗体検査により風しん抗体が不十分な方が定期予防接種の対象となります。抗体検査・予防接種費用は無料で、成人であっても当院で実施可能です。(平成34年3月末日まで)

パートナーだけでなく、周りにいる男性を誘って、社会を守るために検査と予防接種を受けてもらいましょう!!

## 6月の感染症の集計



5月に発生した麻疹は二次感染者もなく終息しました。先月まで20人を超えていた溶連菌感染症は、半数程度に減少しています。全国的に流行している手足口病は周辺ではまだみられています。発熱と咳が目立つ気管支炎では、グラフに示したようにRSウイルスが確認されていますが、他にパラインフルエンザウイルスが見つかっています。またグラフには示していませんが、集団で感染性胃腸炎も目立ちます。

## Mail News, Facebook の紹介

Mail News は800人を越えるお母さんが登録し利用しています。件名を「登録希望」とし、登録者の名前とお子さんの名前を記載し送信してください。下のQRコードから是非登録をお願いします。

その他の情報発信としてFacebookページ、YouTubeにも取り組んでいます。最新情報はFBをどうぞ。Mail Newsが、かなり戻ってきます。届かない場合はkodomoclinic.or.jpをドメイン指定して下さい。不明な点は受付まで問い合わせ下さい。



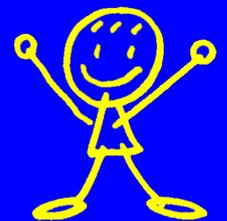
MailNews



Facebook

## 編集後記

今月号の一面記事は少し難しかったかもしれませんが、政治無くして暮らしは成り立ちません。たまには法律や選挙を考えことも必要です。子どもたちに関する法律には「母子保健法」「児童福祉法」などがあります。このように分かれている法律を統括する法律が「成育基本法」なのです。記事の意図を理解してくれた人も多いいと思います。ということで、この法律の未来のためにも、応援よろしくお願ひします。



**K's clinic**

**麻疹風疹ゼロ作戦キャンペーン 『1才のお誕生日に麻しん風しん混合ワクチンを』 『お母さんクラブ』現在会員を募集中です。参加希望は受付まで。!!**